

○島田市農林家民宿開業事業費補助金交付要綱

平成27年6月1日

告示第133号

改正 令和2年3月31日告示第80号

(趣旨)

第1条 市長は、農林業に対する理解及び関心を深めるとともに、多様な交流の機会の創出による地域の活性化を図るため、農林家民宿を開業しようとする者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(令2告示80・一部改正)

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、静岡県が策定した「静岡県農林漁家民宿」基準に従い、市内において農林家民宿を開業しようとする者とする。

(令2告示80・一部改正)

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農林家民宿の開業に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく簡易宿所営業の許可の申請等に係る申請手数料及び報酬
- (2) 施設、設備等の改修費
- (3) 機器、資材等の購入費
- (4) 開業に伴う宣伝費

2 この要綱の規定による補助金以外の国、県又は市による補助金、助成金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額は前項各号に掲げる経費から控除する。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の事業につき1回とする。

(令2告示80・一部改正)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業計画書
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 工事施工前の現況写真（施設、設備等を改修する場合に限る。）
- (5) 「静岡県農林漁家民宿」の確認について（静岡県が制定した「静岡県農林漁家民宿」の確認に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）様式第2号の文書をいう。）の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとする事。
- (2) 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度が終了した後5年間保管しておかななければならないこと。
- (2) 要領第5(1)アの規定により静岡県に提出する宿泊及び役務の提供状況整理簿の写しを毎年4月末日までに市長に提出しなければならないこと（補助金の交付を受けた日から3年間に限る。）。
- (3) 農林家民宿を開業した日から3年間は農林家民宿を廃業してはならないこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(令2告示80・全改)

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が第6条第1項第1号又は第2号に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する変更事業計画書
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令2告示80・一部改正)

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業実績書
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 事業の実施を確認することができる写真及び領収書の写し
- (4) 簡易宿所営業の許可を受けたことが分かる書類の写し
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けたことが分かる書類の写し（飲食店営業の許可が必要な場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第80号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島田市農林家民宿開業事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。